

# 公共職業訓練の概要

国及び都道府県は、**離職者、在職者、及び学卒者**に対する**公共職業訓練**を実施しています。

\* 国及び都道府県の責務:「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」、「事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施」に努めなければならない。(職業能力開発促進法第4条2項)

## 離職者訓練

(1) 対象: ハローワークの求職者  
(無料(テキスト代等は実費負担))

(2) 訓練期間: 概ね3月~1年

(3) 主な訓練コース例  
(雇用・能力開発機構実施例)

- 施設内訓練  
生産システム技術科  
テクニカルオペレーション科 等
- 委託訓練  
OA事務科、経理事務科 等



## 在職者訓練

(1) 対象: 在職労働者(有料)

(2) 訓練期間: 概ね2日~3日

(3) 主な訓練コース例  
(雇用・能力開発機構実施例)

- ・ 光通信施工コース
- ・ 3次元CAD/CAMコース、
- ・ FA(生産自動化)システムコース 等



## 学卒者訓練

(1) 対象: 高等学校卒業等(有料)

(2) 訓練期間: 1年又は2年

(3) 主な訓練コース例  
(雇用・能力開発機構実施例)

- 【専門課程】  
生産技術科、電子技術科、制御技術科
- 【応用課程】  
生産機械システム科  
建築施工システム科 等

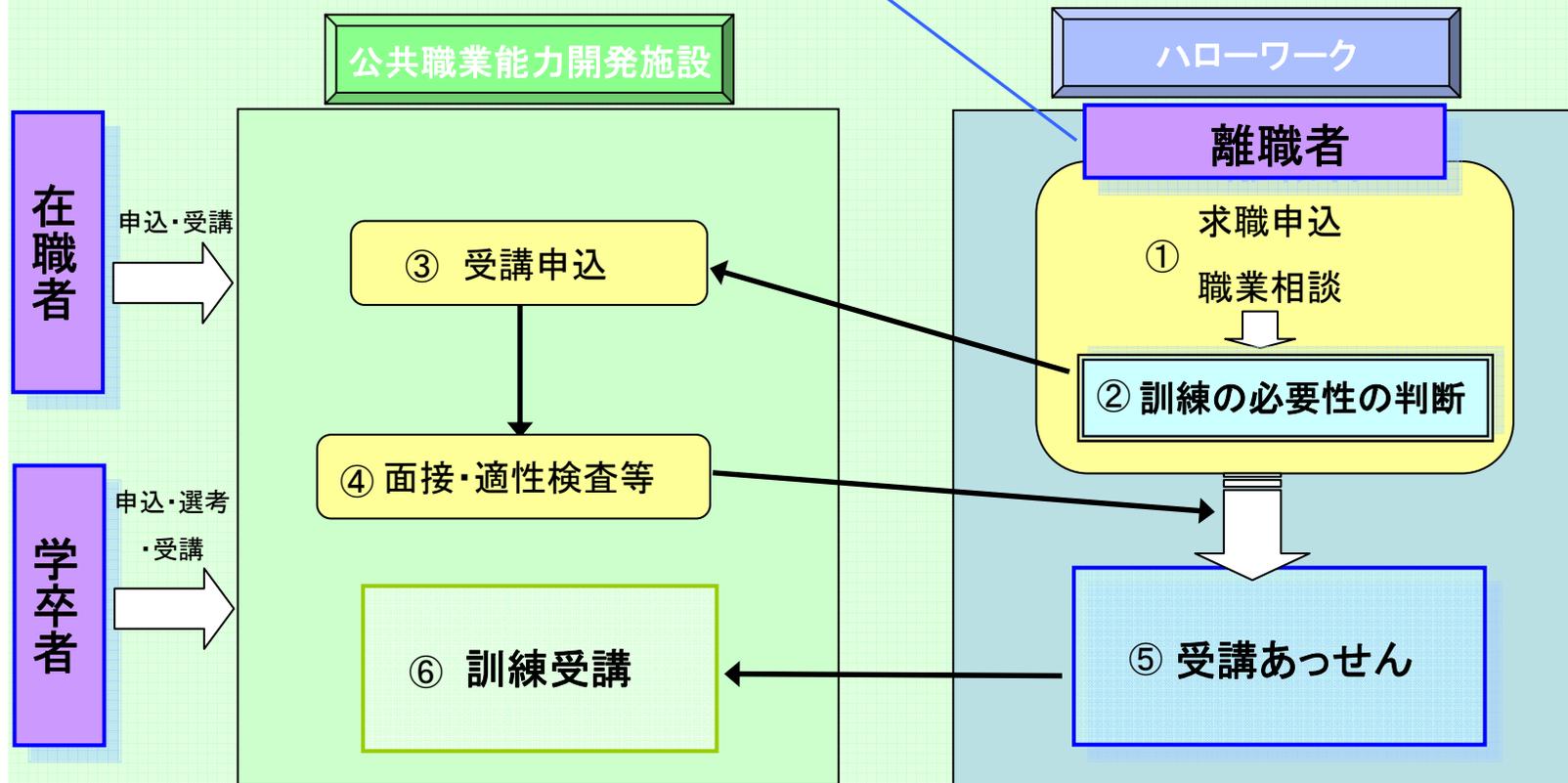


# 公共職業訓練受講の流れ

離職者訓練は、ハローワークの求職者を対象に、職業相談等を通じて受講が必要である場合に、再就職の実現に当たって必要な訓練を実施しています。

(※在職者と学卒者等に対する職業訓練は、公共職業能力開発施設で直接、受講申込みを受け付けております。)

離職者訓練を受講することが、①適職に就くために必要であると認められ、かつ、②職業訓練を受けるために必要な能力等を有すると公共職業安定所長が判断した方に対して、受講をあっせんしています。



# 離職者訓練(施設内訓練)の概要

- 国は、全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保しています。
- 都道府県は、地域住民サービスの観点から、地域の実情に応じた職業訓練を実施しています。

## 雇用・能力開発機構

- 対象 離職者(ハローワークの求職者)

### ○ 訓練期間 標準6か月

就業範囲の拡大と多様化する職務に対応し、より再就職に資する訓練とするため、3か月ごとに仕上がり像(訓練目標)を設定(6か月で2つの関連する職務に係る仕上がり像を設定)。

主に**ものづくり分野**を中心とした訓練を実施

#### 主な訓練コース例

- ・ **テクニカルオペレーション科**
- ・ **金属加工科**
- ・ **電気設備科**
- ・ **制御技術科**
- ・ **住宅設備科**
- ・ **生産経営実務科**



(例)NC工作機械の技能訓練

## 都道府県

- 訓練期間 標準6か月～1年

**地域の実情に応じた訓練**を実施

#### 主な訓練コース例

- ・ **情報ビジネス科**
- ・ **介護サービス科**
- ・ **旅館科**
- ・ **陶磁器製造科**
- ・ **造船溶接技術科**
- ・ **造園科**

# 離職者訓練(委託訓練)の概要

## 1. 概要

国及び都道府県が行う公共職業能力開発施設内で行うものづくり系を中心とした訓練のほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、**専修学校などの民間教育訓練機関等を活用した委託訓練**を実施しています。

## 2. 実施形態

委託先	専修学校・各種学校、大学・大学院、NPO、事業主、事業主団体
委託主体	独立行政法人雇用・能力開発機構(都道府県センター) 都道府県(職業能力開発主管課)
訓練対象者	離職者(ハローワーク求職申込者)〔受講料:無料〕
訓練コース	例:OA事務科、経理事務科、情報処理科 介護サービス科、販売実務科 等
訓練期間等	標準3カ月(1カ月当たり原則100時間以上)



## 介護分野における離職者訓練実施状況(平成19年度)

(単位:人)

	合計		(独)雇用・能力 開発機構			都道府県			
	施設内	委託		施設内	委託		施設内	委託	
(受講者数)	11,382	2,069	9,313	8,110	723	7,387	3,272	1,346	1,926
(就職率)	—	88.1%	73.9%	—	94.4%	74.6%	—	84.6%	71.0%

# 職業訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度

平成21年度予算予定額 約13.0億円

## 趣旨

職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、**ジョブ・カード制度の委託型訓練受講者、派遣労働者等の雇止め・解雇等による離職者、「橋渡し訓練」受講者**に対する**生活保障**を実施する。

## 要件

### ①貸付要件

所得が200万円以下の(i)～(iii)いずれかの者(貸付額 46,200円、100,000円) ※46,200円は(i)のみ  
→扶養家族を有する者に対する貸付額:120,000円

- (i) ジョブ・カード制度の委託型訓練受講者
- (ii) 派遣労働者等の雇止め・解雇等による離職者であって、公共職業訓練の受講者
- (iii) 「橋渡し訓練」受講者

### ②返還免除要件

上記の(i)～(iii)の者のうち、これまで正社員就職に努力してきたにもかかわらず正社員経験が少ない者であって、次の要件のどちらも満たすもの

- (i) 所得が200万円以下の主たる生計者
- (ii) 訓練を適切に修了(「出席率8割以上」及び「訓練の評価が一定以上」)

#### 【返還免除額】

貸付額	46,200円	100,000円	120,000円
(1)求職活動を行っている場合	36,960円	80,000円	100,000円
(2)就職した場合	46,200円	100,000円	120,000円

①の場合、技能者育成資金を利用可能、さらに②の場合、その返還を免除